

自動車の点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示案 に関する意見の募集について

令和3年2月
国土交通省
自動車局整備課

自動車の点検整備の実施方法については、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第57条により、国土交通大臣は点検の実施方法等を内容とする手引を作成することとされており、これを踏まえ、自動車の点検及び整備に関する手引（平成19年国土交通省告示第317号。以下「点検整備手引」という。）が定められています。

近年、大型車の車輪脱落事故の件数が増加していることから、国土交通省では令和元年12月に「大型車の車輪脱落事故防止対策に関する調査検討ワーキンググループ」（座長：交通安全環境研究所 伊藤紳一郎副部長）を設置し、令和2年10月16日に車輪脱落事故防止対策の方向性についての中間とりまとめが決定されました。この中間とりまとめにおいて、ホイール・ボルト、ナットの交換目安の例示やタイヤ交換作業手順等の明確化の提言がされているため、これを受け、点検整備手引の改正を行うことを検討しております。

つきましては、広く国民の皆様から、本件に対するご意見を以下の要領のとおり募集いたします。

<意見募集要領>

1. 意見募集対象

自動車の点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示案について（概要）（別紙参照）

2. 意見募集期間

令和3年2月10日（水）～令和3年3月11日（木）（必着）

3. 意見提出方法

以下のいずれかの方法でご提出ください。なお、電話によるご意見の受付はいたしかねますので、ご了承ください。

① インターネットの場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを利用ください。

② 電子メールの場合

後掲する意見提出様式の各項目を、メール本文にテキスト形式で明記し、以下のアドレスまで送信ください。件名には「自動車の点検及び整備に関する手引の一部を改正

する告示案に関する意見」と明記ください。

メールアドレス hqt-g_tpb_seb3@gxb.mlit.go.jp

国土交通省自動車局整備課 意見募集担当 あて

③ F A Xの場合

後掲する意見提出様式にご記入の上、以下の番号に送信ください。

F A X 番号 03-5253-1639

国土交通省自動車局整備課 意見募集担当 あて

④ 郵送の場合

後掲する意見提出様式にご記入の上、以下の宛先に郵送ください。

郵便番号及び住所 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省自動車局整備課 意見募集担当 あて

4. 資料入手方法

① 電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

② 国土交通省自動車局整備課において配布

5. 留意事項

頂戴したご意見につきましては、担当部局において取りまとめた上で、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめその旨ご了承願います。

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、ご意見の内容とともに公表させていただく可能性がございますので、ご承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時に明示ください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用させていただきます。

6. お問い合わせ先

国土交通省自動車局整備課 意見募集担当

電話番号（代表） 03-5253-8111（内線42412）

F A X 03-5253-1639

(意見提出様式)

国土交通省自動車局整備課 意見募集担当 あて

「自動車の点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示案に関する意見

フリガナ 氏名	
住所	
所属 (団体名、部署名)	
電話番号	
電子メールアドレス	
ご意見	
ご意見の理由	